羽衣国際大学における合理的配慮の検討・提供・確認プロセス

申請

- 本人からの**支援申出**（本人→担当教員、学生相談室、学生支援課等）
- 情報開示の範囲確認、配慮事項依頼書配布（学生支援課→本人）

聴き取り

- 配慮事項依頼書提出（本人→学生支援課）
- 本人より支援ニーズの聞き取り・**希望支援方針を確認**⇒（担当教員、学生支援課等）

協議

- **配慮内容の決定**（障がい学生支援委員会）、必要に応じて**配慮依頼書作成**（学生支援課）
- 委員会が個別対応が必要と判断した場合、個別対策会議を設置

合意

- 配慮依頼書を本人及び保護者に通知（学生支援課）
- 本人履修科目担当教員に配慮願配布（教務支援課）

実施

- 教育組織を中心に**合理的配慮の提供**
- 学期毎に本人からの状況確認（担当教員）、状況により配慮事項の再検討（担当教員→障がい学生支援委員会）
- キャリア形成状況確認（資格習得やインターンシップ、就職活動）→キャリアセンター